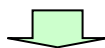


点検結果報告書作成の流れについて

○施策調査専門委員会（第48回・10/11）

点検結果報告書（案）について検討



○県民会議（第46回・11/25）

点検結果報告書（案）について報告



○意見照会①（11/26～12/10）

点検結果報告書（案）について、県民会議全委員に、大枠や根本的な意見について意見照会（1回目）



○施策調査専門委員会（第49回・1/24）

意見照会結果（1回目）を踏まえ、報告書の大枠や各事業及び全体の総括（案）の修正、同概要版（案）について検討



○意見照会②（1/30～2/7）

委員会での検討結果を踏まえ、点検結果報告書（案）について、県民会議全委員へ意見照会（2回目）



○施策調査専門委員会（第50回・2/21）

意見照会結果（2回目）及び委員会での検討結果を踏まえ、点検結果報告書（案）及び同概要版（案）について検討



○県民会議（第47回・3/27）

点検結果報告書（案）及び同概要版（案）を県民会議に報告、確認の上その場で確定 → 「点検結果報告書」を県民会議座長から県に提出